

芳賀矢一『国民性十論』の恣意性

——魯迅の『狂人日記』および男三郎事件に関連して——

坂井 健

はじめに

(一) 『国民性十論』概観

(二) 問題の所在

(三) 男三郎事件について

おわりに

芳賀矢一の『国民性十論』が中国語訳され、訳者による、魯迅の『狂人日記』の中の「食人」という発想が芳賀矢一の『国民性十論』の中で、中国人は「食人」をしていた、とする記述に求めることができるという指摘が話題となっているが、芳賀矢一は、日本人に「食人」があったという事実を意識的に無視して、中国人に「食人」があったとして、日本人の「温和寛恕」の国民性を証明しようとしている。芳賀矢一の論証にはこれまでも批判がなされてきたが、その恣意性の一つの例証ということができる。

はじめに

芳賀矢一は、その講演集『国民性十論』（明治四〇年二月）で、日本人の特性を論じた。日露戦争の勝利によって沸き立った当時の風潮を伝えるように、日本人の特性というか、優秀性を論じているのであるが、最近、本書は李冬木氏によって中国語に訳され、注目を浴びている。

中でも話題を呼んだのは、李氏の翻訳の付録として掲載された李氏本人による「明治時代「食人」言説与魯迅的『狂人日記』」である。これは、魯迅の『狂人日記』の発想が、芳賀の『国民性十論』によって触発を受けたのではないかとの指摘である。要するに、『狂人日記』の中では、現代人は、多かれ少なかれ、直接的であれ間接的であれ、人を食らっているのだという批判が語られるわけだが、この発想は、芳賀矢一の『国民性十論』に記された論述に求められる、というものである。『狂人日記』は、あくまで狂人の妄想として語られ、しかも、その「食人」の中には、比喩的な意味合いも含まれるので、その発想のヒントを、実際に、人が人を食うという、直接的な「食人」に限定して考えるのは、あるいは適當ではないかもしれないが、ともかく、（当時の）現代人の支配層は、「食人」をしているのも同然である、というのが、魯迅の小説の眼目であり、

その発想のヒントが芳賀の『国民性十論』にある、というのが李氏の主張である。

李氏は、芳賀矢一が『国民性十論』の中で、『資治通鑑』を引いて中国における「食人」の史実を例証したことを踏まえたうえで、魯迅が『狂人日記』発表後の一九一八年に友人許寿裳宛の書簡の中で「たまたま『通鑑』を読んでいて、中国人はやっぱり人食い民族であったと悟り」云々と述べているのを引用して、魯迅が『資治通鑑』を持ち出したのは、芳賀の著作によるものであったと推定している。

李氏は、日本でも食人が行われていたことは、当時、指摘されていたことであり、とくにモースによって大森貝塚で食人の風習の形跡が確認されたことは、当時大きな話題となっていた、と指摘している。

ところで、魯迅は、『狂人日記』の中では、「食人」は、「李時珍が作った「本草何とか」を見ると人間は煎じて食うべしと明かに書いてある。」（井上紅梅訳）と書いているが、今のところ、論者は、『本草綱目』の中で「人肉を煎じて食う」という記述を確認できていない。魯迅が書簡の中では『資治通鑑』を持ち出しているにもかかわらず、『狂人日記』の中では、『本草綱目』にその典拠を作り変え、人肉を葉のようにあつかっている点については、後に述べたいと思う。

それはともかく、芳賀が『資治通鑑』の記述を引いて、中国人が「食人」を行ったという例証を行ったという事実は確認できるし、魯迅が『資治通鑑』を引いて、中国にも「食人」があつたということを知つたという事実も確認できる。したがつて、魯迅がそれを『狂人日記』の発想のヒントにした、という李氏の仮説は十分肯けるものだと思う。ところで、今回提出したいのは、当時、芳賀の持ち出した「国民性」なるものが、どの程度妥当なものだったのかという問題である。これについて「食人」の問題と関連させて考えてみたい。

芳賀矢一が国文学において果たした業績については、いまさらここで繰り返すまでもないが、『国民性十論』については、早くから、西郷信綱氏の批判がある。西郷氏は『国民性十論』に代表される旧来の国文学が、「日本的なもの」国民性といふ形而上的概念に、文学事象の最後の説明根拠を求めてきた」とし、「説明さるべきものを以て説明するといふ、「かの「悪しき循環」から多少とも脱けきれてゐな」かつたと述べている。同じように、清水正之氏も、「帰納というよりも演繹的な説明」であり「普遍的なる国民性を前提にした議論」であつて、循環論法に陥つてゐる、と批判している。⁵⁾

端的にいうと、論者にとつて都合の良い「国民性」なる

ものを、勝手に先に捏造しておいて、それに都合の良い例証をひろつて来ては、あたかも客観的な証明の振りをしてゐるに過ぎない、という批判である。

西郷氏も、清水氏は、個別・具体的、に芳賀の論のどこが循環論法なのかを指摘していないが、本稿では、芳賀が「食人」に関して、中国と日本の文化の比較をした部分について、それを確認しておきたいと思う。

(一)『国民性十論』概観

その前に、芳賀矢一の『国民性十論』の主張を概観しておきたい。

芳賀が論証しようとしていた十の日本人の「国民性」とは、次のようなものである。

1. 忠君愛国
2. 祖先を崇び、家名を重んず
3. 現世的、実際の
4. 草木を愛し、自然を尊ぶ
5. 楽天洒落
6. 淡泊瀟洒
7. 絨麗織巧
8. 清浄潔白

9. 礼節作法 10. 温和寛恕

要するに、天皇を敬い、国を愛し、その天皇につながるものとして祖先と家を尊ぶというのが第一で、次に、その性質として、实际的であり、自然を愛し、楽天的で、ものごとくにこだわらず、繊細で、きれいな好きで、礼儀正しく、相手に対してやさしい、という、まあ、だいたい日本の觀光パンフレットに載せても問題ないような内容である。

その中でも、とくに芳賀矢一が意を用いているのが、1と2で、さすが神主で国学者の家に生まれた人物らしいと納得できる。

本書は、現在では、一般には、ほとんど忘れ去られてしまっているが、出版された当時は、大評判で、英語やドイツ語に訳してほしい、との書評(『朝日新聞』明治四一年(一九〇八)年二月一七日)も出たほどである。

『国民性十論』の恣意性というのが本稿のテーマだが、芳賀矢一には、現在の「ネトウヨ」と呼ばれる人たちのような悪意はなかったように思われる。現に彼自身、論の冒頭で、日本文学研究の在り方について、日本人とは何か、日本人の国民性とは何か、を明らかにしなければならぬ、と説くときにも、「今の時は我は彼を知らねばならぬと同

時に我は彼を知らねばならぬ」という言い方をしているし、結論部分でも、日本が日露戦争に勝利し、世界の日本となったとの認識を示す場合にも、「世界の舞台に出た以上は亦それだけの覚悟が必要である。変へるべき所は変へねばならぬ。守るべきところは守らねばならぬ。よく我過去を知つてよく新来の長所を探る覚悟」が必要だとも述べている。つまり、彼は偏狭な国家主義者ではなく、国際協調についても意を用いているのだ。実際、姉崎嘲風も「近頃世には保守の一方に偏して国民性を古風に圧迫せんとするものあり」と、日露戦争の頃から、はなはだしさを増してきた当時の国家主義的な風潮を批判したうえで、芳賀矢一の論述の態度がこうした連中とは一線を画するものだとして評価している(『読売新聞』明治四三(一九一〇)年一〇月六日)。すなわち、書物の内容は、日本人礼賛に見えるにもかかわらず、作者の意識としては、国家主義に対して慎重であり、当時の識者にもそのように評価されていたのである。

しかし、現代人である論者が、この書物を読み進めていくと、たちまち、その術字臭に辟易して、読み進めることが苦痛になってしまふ。何しろ日本人は優れた民族であるという結論を導くために、あれやこれやと材料が並べられているに過ぎないのであるから!

ところが、先の『朝日新聞』の書評をさらに詳しく見てみると、当時の読者にとっては、そうでもなかったらしい。

「面白い本というのが一番手短な評語」だとか「一度読みだしたら途中でやめられない」などという評価がなされている。もっとも、この評者は、「もともと国民性の美点を論じたものであるから伯父さんに褒められて、急に強がる太郎君の得意に似た感情が読者の胸に浮かぶのだ」と、その面白さの理由を分析している。つまり、当時の日本人にとっての希望的日本人論に過ぎないと認定したうえで、その希望的日本人像が描かれているからこそ、この本が日本人にとっては面白く感じられる、と言っているわけだ。

だから、褒めちぎっているようでいて、その内実を考えると、なかなか辛辣であるとも言える。この評者は、本書の恣意性・欺瞞性を嗅ぎつけていたのかもしれない。

(二) 問題の所在

ところで、観光パンフレットに載せてもいい、と書いたのは、人畜無害に見えるという意味なのだが、では、人畜無害に見える内容が、実際に、人畜無害に作用したのか、という、それは話が別である。

というのは、この書物は、一五年戦争時まで命脈を保っているからである。戦時中に出された『推薦図書目録』一

九集（大日本青年団本部編、昭和一四年）の中にも本書の名がみえるのであって、書いた本人に悪意がなくとも、当時の識者がそのように認めたものであっても、その内容そのものは、大日本帝国の国威発揚に適しているとみなされていた、という事実があるからだ。

問題は、なぜこのような内容の文章が国威発揚に寄与するものと、みなされていたのかということである。これは、芳賀矢一の学問がドイツの文献学が親密な関係であったことにその原因を求めることができる。文献学といっても、いわゆる言語学的な文献学というより、哲学と言おうか、思想と言おうか、宗教と言おうか、そのような文献学である。端的にいうなら、ベックの影響である。芳賀矢一の文献学がベックの影響を受けて成り立っていることは、周知の事実である。文献学の目的は、芳賀矢一も引用しているように、ベックの言葉にしたがうならば、“Das Erkennen des Erkantenn”（認識されたものの認識）であって、文献を研究することで、その文献を書いた人々の精神を理解しようとするものであった。元来、これはギリシア、ローマの古典時代の文献を研究して、その精神を理解しようとすることから始まったのだが、ベックは、それを拡大して、ドイツの国民性を理解するものとして捉えなおしたのである。芳賀矢一が、新たな日本文学研究を、かつての国学の

ように『万葉集』、『古事記』などの古学に限定せず、広い時代の日本人の精神を明らかにするものであるべきだ、と考えたきっかけもここにある。つまり、新たな日本文学研究をドイツ文献学にあてはめて考えたのである。

『国民性十論』というこの書物は、そのような芳賀矢一の思想の体現したものとして、非常に重要である。ドイツの文献学がドイツの国民性を明らかにしようとしたのと同じように、これからの日本文学研究は、日本の国民性を明らかにしなければならぬ、と芳賀矢一は考えていたのである。

ドイツ民族がドイツ民族の国民性を明らかにしたい、日本民族が日本民族の国民性を明らかにしたい、という願望は、まったく自然なことのように思えるけれど、それがどのような政治的影響をおよぼすのかという話になると、問題は別である。

ドイツの文献学は、ロマン主義的思潮と大きなかわりを持つものであって、ある意味、言語研究という客観的な学問から逸脱して、哲学・思想・宗教的、引いては、政治的な意味をも持つものであった。国民性・民族性という概念は、同一言語の人々が同一の文化的・精神的伝統を持ち、それがその人々の本質を規定しているのであって、そうした人々による独立国家が築かれるべきであるという意味で

は、当時であって重要、かつ、有効な概念であったが、逆にいうと、悪い意味での国粹的な主張とも親和的な概念であったのである。

(三) 男三郎事件について

さて、以上のようなことを踏まえて、芳賀矢一が本書で「食人」をどのように扱っているかを検討してみると、そこには、やはり問題があると言わざるを得ない。

『国民性十論』の中で「食人」が取り上げられているのは、「十、温和寛恕」においてである。芳賀矢一は、『史記』の、白起が趙の降卒四十万人を生き埋めにしたという史実を引いたうえで、「(このような)残酷な事は日本歴史にはみえぬことである。支那の歴史をよめば人の肉を醃や羹にして食った事が見える。食人時代の遺風であろう。」と述べたうえで、『資治通鑑』を引いて、人肉を確で轆いで食べた例や、塩漬けにして食べた例を引いている。その多くは、食料が乏しくやむなく食った場合であるが、そうでない場合についても、高い官位を持った役人でさえ、人肉を食った例を引いている。その上で、次のように述べる。

兵士が戦捷に乗じて婦女を辱め奪略を恣にする様な事は日本には決して無い。日露戦争に先だつて露西亜の

將軍が満州の人数千人を黒竜江に駆つて殺した事は皆人の記憶に新たなところである。(中略)日本人はむかしから国内の争で、全く他人種との衝突が無いとの原因もあらうが、日本人の率直、単純な性質は何事でもあまり極端に走らぬのであるから、極端な残虐は其心に堪へぬところである。

引用文中、「露西亜の將軍が」云々は、アムール川事件を指す。一九〇〇年、義和団の乱の報復として、ロシア人が清国人二万五千人を虐殺して、アムール川(黒竜江)に流したとされる事件である。この原稿を書いているときの芳賀矢一は、後に日本人が南京大虐殺を起こそうなどは夢にも思わなかったことであろう。

それはともかく、芳賀矢一が『国民性十論』の中で、「食人」を取り上げるときは、日本人は、残酷な行いを行うことはないが、中国人や西洋人は残酷なことを平気で行うということの論証のために、引いてきているのである。その上で、日本においてはそのような残酷な行いは日本の歴史にはありえない、と強調するのだが、初めに述べたように、日本でも食人が行われていたことが話題となっていたことは、李氏も指摘しているとおりであり、とくに大森貝塚で食人の風習の形跡が確認されたことは、モースの言

うようにそれが先住民族のものであったにしても、当時、大きな話題となっており、芳賀矢一が知らなかったとは考えにくい。おそらく、芳賀矢一は知っていてわざと切り捨てたのだろう。

だが、先住民族だけではない、現に本書が描かれた明治時代でも、食人の猟奇的犯罪は、当時、新聞をにぎわしていた。本書が発行されたのは、明治四〇(一九〇七)年だが、翌四一年の七月、臀肉事件で逮捕された野口男三郎が死刑になっている。臀肉事件とは、漢詩人で有名な野口寧齋の義弟野口男三郎が、ハンセン氏病の野口寧齋の病気を治そうと、少年を殺害してその臀肉を切り取り、スープにして飲ませたとされる事件である。

男三郎は、無名の学生であったにもかかわらず、当時、漢詩人として高名であった野口寧齋の妹ソエと恋愛関係に陥り、君子という子供をもうけ、婚姻関係を結んだ。寧齋は、ハンセン氏病を患っており、当時の考え方としては、これは遺伝病であるから、寧齋とソエはその悪遺伝を絶つため、一生独身を誓ったという。ところが、男三郎とソエがわりない仲となったので、母は、男三郎を婿に迎えることを承諾したが、寧齋自身は男三郎に反感を懐きつづけていた。その義兄を懐柔するため、近所の子供を殺して、ハンセン氏病に効くとされた人肉を寧齋にスープにして飲ま

せたというのである。

明治三十八年五月、葉屋を営む都築富五郎が首を吊っているのが発見された。当初、自殺かと思われたが、富五郎が男三郎から土地売買の話を持ちかけられ、大金を引き出したのちであることなどから、男三郎が犯人として浮上した。男三郎が、大金と劇薬を所持していたことから、金を奪つて、首つり自殺に偽装し、富五郎を毒殺した疑いで逮捕された。捜査が進むにつれ、これ以前に、さらに、野口家を欺くために、東京外語学校露語科の卒業論文を偽造していたことが判明、さらに、三年前の明治三五年、少年の臀部の肉が切り取られていた殺人事件についても男三郎の関与が疑われた。寧齋の歓心を買うため、ハンセン氏病に効くとされていた人肉をスープにして飲ませたというのである。都築富五郎殺人事件の少し前に、野口寧齋自身も急死していたが、これについても男三郎が寧齋を殺したとの疑いが持たれ、寧齋の死因を特定するために、寧齋の墓も掘り返された。

真相は不明であるが、この猟奇的事件は、明治三十八年五月より、連日、新聞の報ずるところとなった。明治三十九年、男三郎が死刑判決を受けると、演歌師たちは、それに着目し、「夜半の追憶」という演歌を作り、「天然の美」の旋律にのせて歌い、大流行をした。さらに、国木田独歩は、男

三郎の告白を『獄中之告白』（独歩社、明治三十九年）として出版し、評判となっていた。

ちなみに、「夜半の追憶」の歌詞の一部を抄録すると以下のごとくである。

あゝ世は夢か幻か、獄舎に独り思ひ寝の

夢より覚めて見廻せば、四辺静かに夜は更けて

月影淡く窓に差す、あゝ彼の月の差す影は

置く露しげき青山に、静かに眠る兄君の

その墳墓を照らすらん、又世を忍び身を忍び

夜を終夜泣き明かす、愛しき妻の袂にも

同じき影は宿るらん、あゝ夢なりき夢なりき

兄君宥し給ひてよ、妻よ我が子よ宥してよ

懺悔の涙はらくくと、袂に濺村時雨

折しも颯と一陣の、吹き入る風は身に沁みて

はや秋来ぬと告ぐるらし、花咲く春の手枕の

短き夢も覚めぬ間に、早や秋風は立ちけるか

草葉に置ける夕霧の、それにも似たる我が命

零れて消えん日は何日ぞ、聽て寢れし身を起し

せめて月をや眺めんと、獄舎の柱に倚り添ひて

伸び上がれども如何にせん、碎くる波のそのの如

後へに撞と倒れたり、あゝ我ながら思ひきや

斯も衰へ果んとは、さもあらばあれ明日来なば
果敢なく消ゆる露の身の、今はた何か悶えてん

(添田啞蟬坊・添田知道著作集 別巻『流行歌明治大
正史』(二)刀水書房、昭和五七年、但し、初出は、春秋
社、昭和八年)

おわりに

凶悪な事件にもかかわらず、歌詞の内容が男三郎に同情
的なのは、真相が不明の部分があったからであろうか、そ
れとも、当時の墮落書生の身の上と重なることがあった
からであろうか。男三郎は、出世を夢見て上京したものの、
ソエと恋仲に陥り、学業は進まず、卒業もできなかった。
高名な漢詩人でありながらハンセン氏病を患っていた野口
寧斎の妹で絶世の美女と報じられる女性と子供までもうけ
ながら、義兄の信用をうることはできず、窮余の一策とし
て、その場しのぎ的に当面の幸せを守ろうとして、詐欺や
殺人を犯したわけで、許されることではないにしても、似
たような境遇にあった人達の同情を引いたのかもしれない。
さらに、野口家がハンセン氏病の血筋であり、男三郎の妹
ソエもまた、その血を引いていたという、当時の考え方や、
その血筋を引いていたにもかかわらず、ソエを愛し、子供
までもうけたという男三郎の愛情(それが男三郎が世間に

対して演じて見せただけのものであったという可能性も否
定できないが)にも世間の同情が集まったのかもしれない。
そうした穿鑿はともかくも、このような事件を『国民性
十論』を書いた当時の芳賀矢一が知らなかったとは、到底
考えられないのである。

ただ、「夜半の追憶」がいつ作られたのかについては、
流行歌の性質上、はっきりと決定することができない。
『獄中之告白』が発表された明治三九年九月ごろと推測す
るのが妥当かもしれないが、事件についての報道は、三八
年の夏ごろから盛んに報じられているのであって、それ以
前かもしれない。

したがって、『夜半の追憶』が流行していたにもかかわらず、
芳賀矢一が無視していたとは言い切れないのである
が、少なくとも、『国民性十論』を出版したときの芳賀矢
一はこの事件を知っていたはずなのである。そして、知っ
ていたにもかかわらず、敢えて無視した、ここまで、ほ
ぼ確実に言えると思う。

これは「食人」について日本人に大きな衝撃を与えた有
名な事件である大森貝塚についても同様である。李氏の論
では、明治・大正期における「食人」に言及した出版物の
数的統計が載せられていて、このようなことが当時の日本
で話題になっていたから、魯迅も知っていたはずだとい

文脈で論じられているが、本稿の興味からいえば、魯迅もおそらく知っていたにはちがいないが、芳賀矢一が知らなかったはずはなく、それにもかかわらず無視しているという事実が重用なのだ。統計的な数字より、男三郎事件は決定的である。

これらの理由はなぜか。簡単だ。この事件について触れるならば、自身の主張しようとする日本人の「国民性」が揺らぐことになるからである。もちろん、男三郎事件は特殊な事件であり、大森貝塚の話は、有史以前のことであるから無視したという反論も考えられる。だが、それならば、そのことを明記して、このような事実もあるが、これはあくまで例外に属するという「例外処理」を行うのが、学問の当り前の手続きなのである。

したがって、こうした事実を考えるかぎり、『国民性十論』の論証は、資料のあつかいにおいて、恣意的であると断ぜざるを得ない。

さて、最後になったが、『狂人日記』の中で人肉が煎じ薬として扱われている件であるが、男三郎事件とのかかわりを考えることはできないか。男三郎は、人肉をスープにしてハンセン氏病の薬として義兄と妻に吞ませた、とされているからである。魯迅は、男三郎事件にヒントを得て、『狂人日記』の主人公に人肉を煎じ薬とすると考えさせた

のではないか。もつとも、これには確証はないけれども。

注

- (1) 芳賀矢一『国民性十論』（李冬木、房雪霏訳注、三聯書店、二〇一八年四月）
- (2) 初出、李冬木「明治時代における「食人」言説と魯迅の『狂人日記』」（『文学部紀要』佛教大学文学部、二〇一二年三月）
- (3) 魯迅、許寿裳宛書簡（一九一八年八月二〇日）
- (4) 西郷信綱「日本的といふことに就ての反省」（『国語と国文学』一九四六年三月）
- (5) 清水正之「芳賀矢一における「日本」の解釈をめぐって——思想史研究と国文学——」（『日本文学』四一号、一九九二年一月）
- (6) 礫川全次編著『人喰いの民俗学』（批評社、一九九七年一月）に詳しい。
- (7) たとえば、『読売新聞』（明治三十八年五月三〇日）「自殺は毒殺？」